

岩手県告示第363号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成26年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成26年4月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社新田組
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手県久慈市八日町一丁目20番地
 - ウ 代表者の氏名 新田貞治
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第389号
 - (3) 処分の内容 管工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月14日付けで管工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 嶋野塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市白鳥字金林56番地13
 - ウ 代表者の氏名 嶋野誠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第8804号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月8日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社進興建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町千厩字駒ノ沢156番地2
 - ウ 代表者の氏名 畑山公男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9340号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成26年4月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成26年4月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アイケン
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市末崎町字神坂77番地1
 - ウ 代表者の氏名 山崎年雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第9399号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年4月9日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成26年4月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 及川建設工業

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区大手町一丁目7番地ホワイトホームリースD号

ウ 代表者の氏名 及川寛明

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第60207号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年3月19日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成26年4月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社阿部工務店

イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町磐清水字新谷6番地2

ウ 代表者の氏名 阿部和彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第70140号

(3) 処分の内容 建築工事業及び屋根工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年4月7日付けで建築工事業及び屋根工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成26年4月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 伸栄商事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町高善寺字大川鉢18番地1

ウ 代表者の氏名 田中由美子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-21)第150059号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成26年4月4日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。